

随意契約理由書

寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター 雨水制水電気設備更新工事

参加意思確認公募手続を実施したところ、株式会社日立製作所以外に応募要件を満たす参加希望者（施工可能な者）がなかったため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結するものです。

また、上記結果より、「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項1号の規定により比較見積の徴取を省略します。